

○津山圏域資源循環施設組合管理者の職務代理者を定める規則

平成 21 年 4 月 1 日

津山圏域資源循環施設組合規則第 2 号

津山圏域資源循環施設組合規約（平成 21 年岡山県指令市第 1 号）第 10 条第 2 項に規定する管理者の職務を代理する副管理者及びその順位を次のとおり指定する。

第 1 次職務代理者 副管理者 津山市副市長

第 2 次職務代理者 副管理者 久米郡美咲町長

付 則

この規則は、公布の日から施行する。